

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程実施細則 平成18年3月27日 18細則第18号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(基礎在職期間に国家公務員等の期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第2条 退職した者の基礎在職期間に職員退職手当規程第5条の2第2項第2号から第6号に掲げる期間が含まれる者の取扱いは、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「法施行令」という。)第6条の2の規定を準用する。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(基礎在職期間に国家公務員等の期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第2条 退職した者の基礎在職期間に職員退職手当規程第5条の2第2項第2号から第7号に掲げる期間が含まれる者の取扱いは、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「法施行令」という。)第6条の2の規定を準用する。</p> <p>第3条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表第1 省略(現行どおり)</p>	

附 則(23細則第12号)

この細則は、平成23年11月7日から施行する。